

1. 西九条佐保線の概要とこれまでの経緯等について

(1) 西九条佐保線の概要

都市計画道路(以下、[都]という。また、西九条佐保線は表記しない。)西九条佐保線は、奈良市内を南北に縦断する延長約4kmの幹線道路で、国道24号、大宮通り(国道369号)、[都]大森高畑線、県道京終停車場薬師寺線、大和北道路の(仮称)奈良IC、[都]八条紀寺線、[都]九条線等と交差します。

整備状況は、国道24号から大宮通りまでの4車線、約0.5km、及び[都]九条線から北側の2車線、約0.8kmが、完成しています。

この道路には、大和北道路の(仮称)奈良ICから奈良市中心部へのアクセス性の向上や、地域内の交通の流れを円滑化する機能等があります。

(2) 都市計画決定の経緯について

○ 当初計画決定 : 昭和41年10月11日

○ 都市計画変更(直近) : 平成20年 3月18日

直近の都市計画変更では、京奈和自動車・大和北道路の都市計画決定にあわせ、大和北道路の(仮称)奈良ICとの接続及び、[都]八条紀寺線から[都]大森高畑線までの約1.2kmの間において、県道京終停車場薬師寺線、JR関西線、(都)大森西町線を高架で越える構造に変更しました。

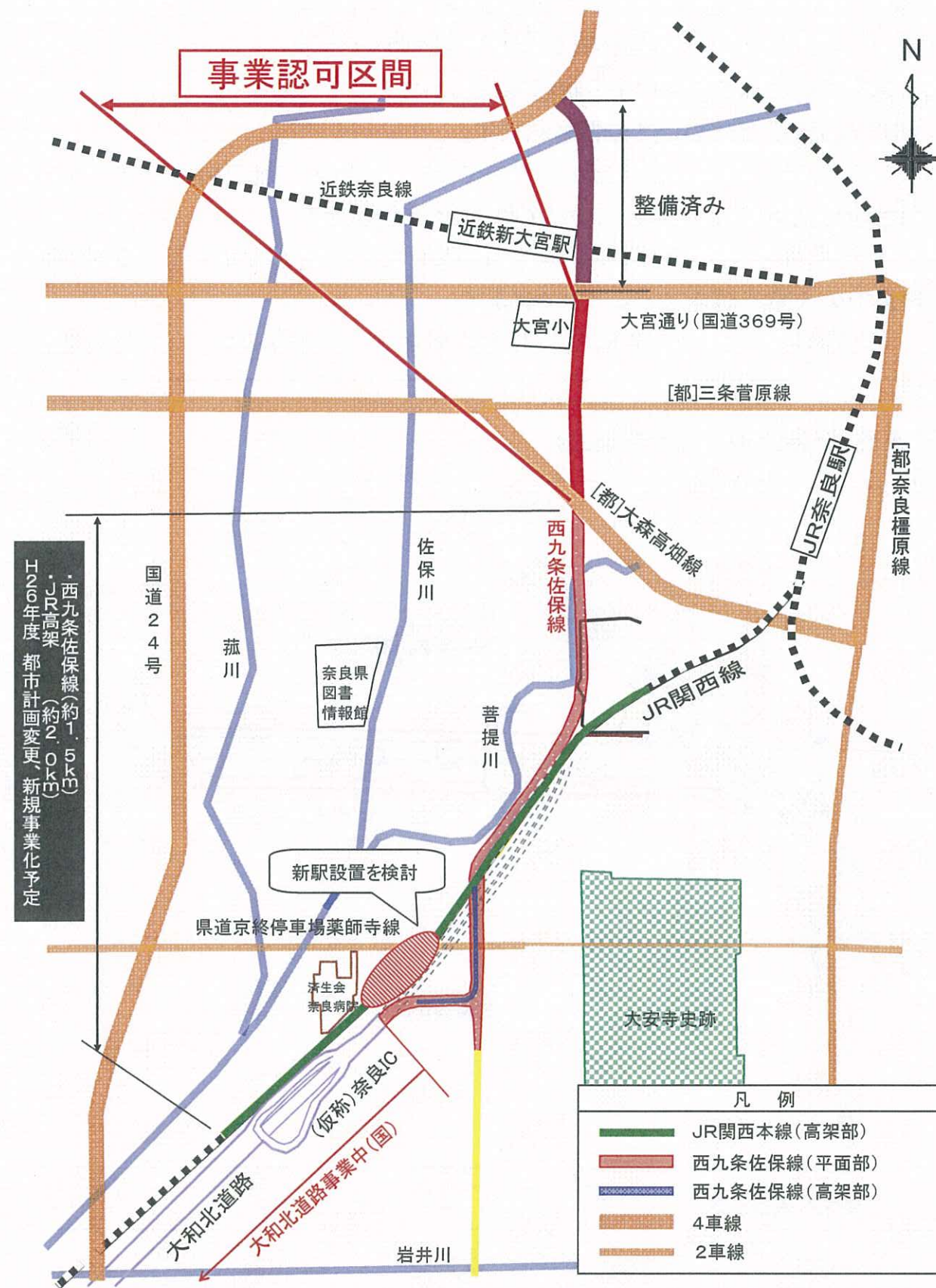
(3) 西九条佐保線の整備予定について

① 大和北道路について、平成30年代半ばに(仮称)大和郡山JCT～(仮称)奈良ICまでの供用を国に要望しています。アクセス道路となる西九条佐保線についても、(仮称)奈良IC～[都]大森高畑線の間において、道路を高架構造から平面構造に変更し、JR関西本線を高架にすることを前提に、時期を合わせて供用できるように整備する予定です。

② 大宮通り～[都]大森高畑線の約0.5kmは、今後、用地測量に着手し、ご協力頂いたところから順に用地買収を進める予定です。

③ [都]大森高畑線以南は、西九条佐保線を平面道路化(約1.5km)、JR関西本線(約2.0km)を高架化することについて、関係者と調整の上、平成26年度に都市計画変更、新規事業化する予定です。

西九条佐保線の概略図



2. 事業認可について

(1) 内容

西九条佐保線他3路線の都市計画道路について、奈良県を施行者とする都市計画事業として、平成25年10月30日に事業認可されました。
(区域は、「(3)平面図(事業地を表示する図面)」を参照)

(2) 事業認可に伴う法令による制限等について

① 建物の建築等について制限されます。

事業認可を受けた路線の事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等は制限されています。(都市計画法第65条)

② 土地建物等の有償譲渡については届出が必要です。

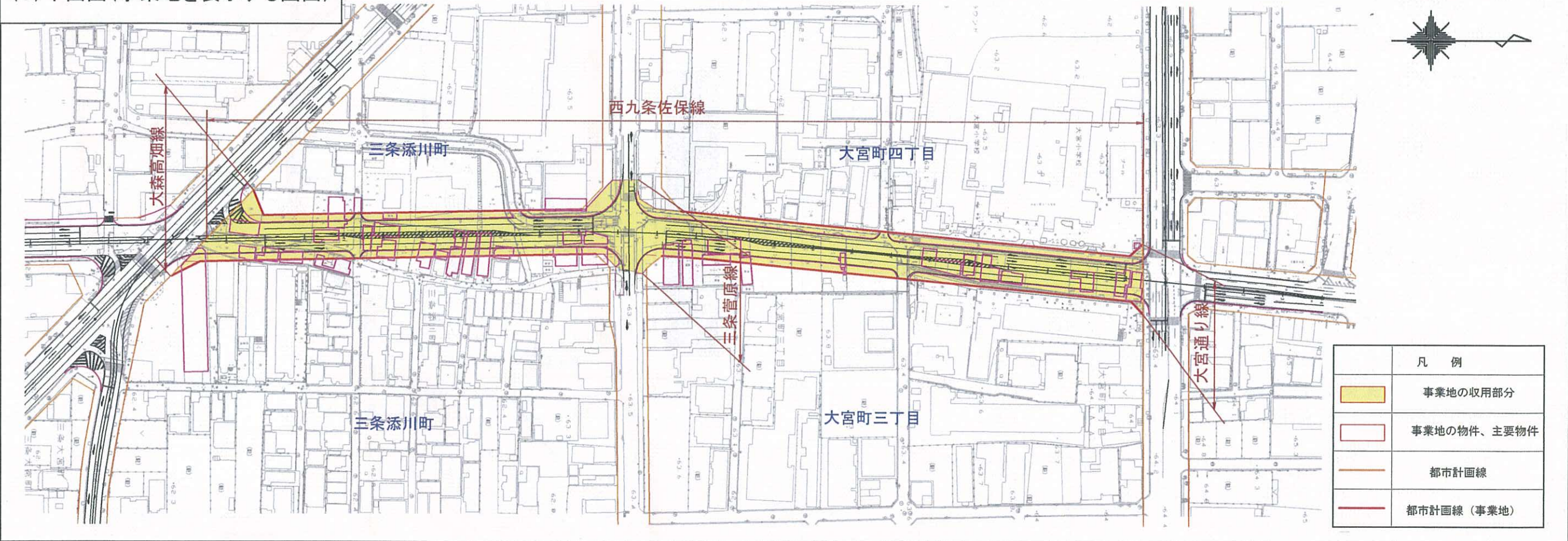
事業認可を受けた路線の事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に奈良県への書面の届出が必要となります。(都市計画法第67条)

③ 土地の買取を請求することができます。

事業認可を受けた事業地内の土地所有者は、奈良県に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求することができます。(都市計画法第68条)

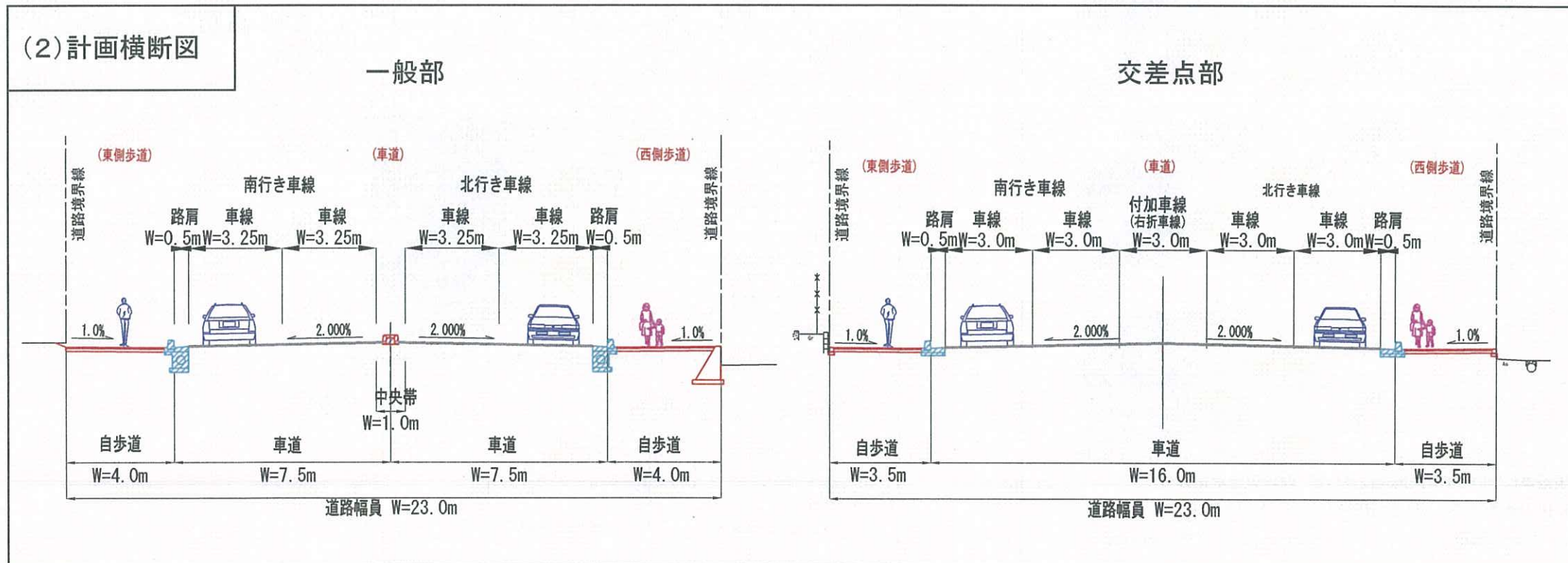
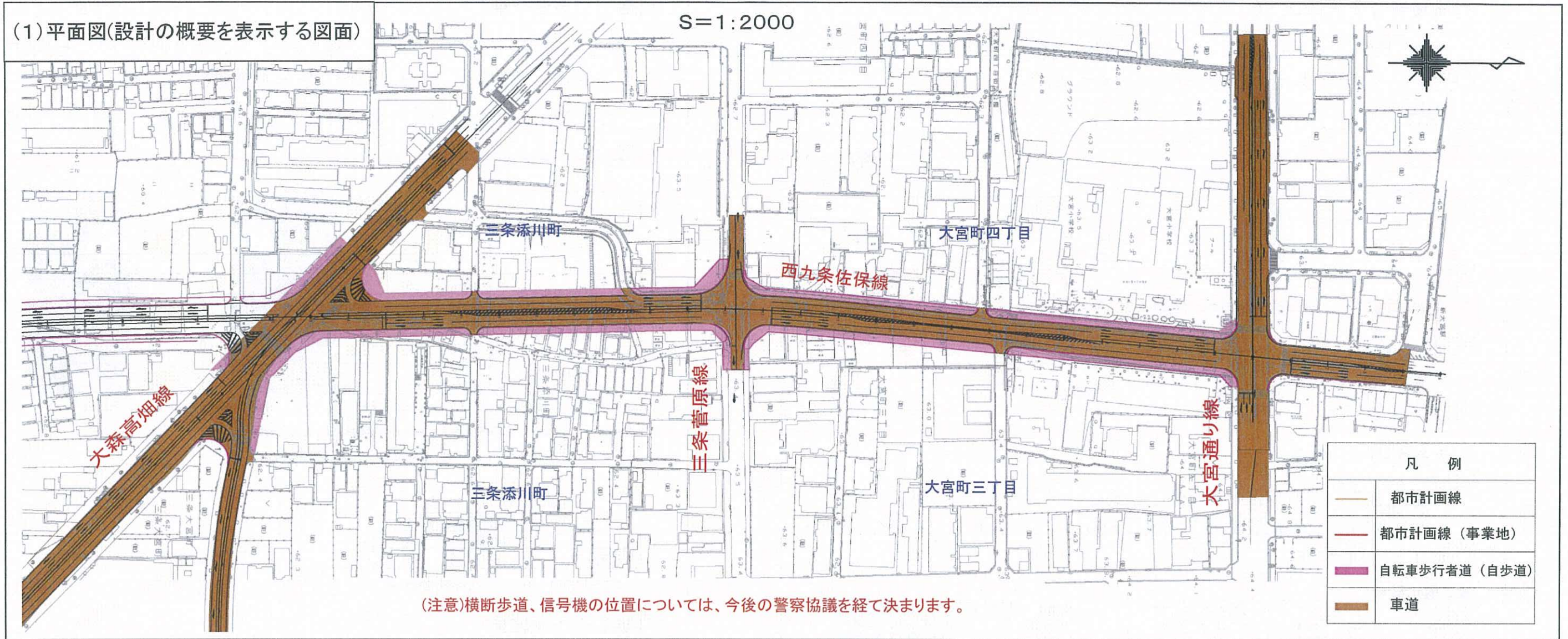
(3) 平面図(事業地を表示する図面)

S=1:2000



都市計画道路名	起点～終点	区間延長	幅員(車線)	内容
3.3.100 西九条佐保線	奈良市三条添川町地内 ～ 大宮町4丁目地内	479m	23m(4車線)	道路新設及び市道部を拡幅、歩道を両側に設置
3.3.6 大宮通り線	奈良市大宮町3丁目地内 ～ 大宮町4丁目地内	36m	23m(4車線)	
3.2.100 三条菅原線	奈良市三条添川町地内 ～ 三条添川町地内	48m	16～30m(2～4車線)	西九条佐保線との取り付け
3.4.108 大森高畑線	奈良市三条添川町地内 ～ 三条添川町地内	61m	25m(4車線)	

3. 事業概要について



(3) 設計諸元

項目	内容
道路の構造	平面道路
計画交通量 (今回事業認可区間)	18,300台/日
設計速度	40km/h
道路幅員	23m
車線数	4(片側2車線)

(4) 環境影響予測について

今回の事業認可区間及びその前後の区間で、新たな道路が周辺環境に与える影響を、大気質、騒音、振動について予測しました。

■位置図



①大気質の予測結果

二酸化窒素の予測値は0.032ppm、浮遊性粒子状物質の予測値は0.061mg/m³、二酸化硫黄の予測値は0.0068ppmであり、それぞれ環境基準以下となります。

■二酸化窒素

断面	予測地点	地上高	現況の年平均値 [ppm]	寄与濃度の年平均値 [ppm]	予測の年平均値 [ppm]	日平均値の年間98%値 [ppm]	基準値 [ppm]
①	大宮町6丁目	1.5m	0.015	0.0007	0.0157	0.032	0.04~0.06または、それ以下
②	大宮町3丁目	1.5m		0.0007	0.0157	0.032	
③	三条桧町	1.5m		0.0010	0.0160	0.032	

■浮遊性粒子状物質

断面	予測地点	地上高	現況の年平均値 [mg/m ³]	寄与濃度の年平均値 [mg/m ³]	予測の年平均値 [mg/m ³]	日平均値の年間2%除外値 [mg/m ³]	基準値 [mg/m ³]
①	大宮町6丁目	1.5m	0.025	0.00004	0.02504	0.061	0.10以下
②	大宮町3丁目	1.5m		0.00005	0.02505	0.061	
③	三条桧町	1.5m		0.00007	0.02507	0.061	

■二酸化硫黄

断面	予測地点	地上高	現況の年平均値 [ppm]	寄与濃度の年平均値 [ppm]	予測の年平均値 [ppm]	日平均値の年間2%除外値 [ppm]	基準値 [ppm]
①	大宮町6丁目	1.5m	0.004	0.00007	0.00407	0.0068	0.04以下
②	大宮町3丁目	1.5m		0.00008	0.00408	0.0068	
③	三条桧町	1.5m		0.00009	0.00409	0.0068	

基準値：二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境省告示第25号)

浮遊性粒子状物質、二酸化硫黄 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境省告示第38号)

現況の濃度は、平成16年度に奈良市消防局南消防署で観測したデータを使用。風向、風速は、平成23年度の奈良地方気象台のデータを使用。

②騒音の予測結果

排水性舗装を設けることで、官民境界における騒音の予測値は、昼間は最大66dB、夜間は最大61dBであり、環境基準値以下となっています。

また、背後地においても、昼間は最大61dB、夜間は最大56dBであり、環境基準値以下となります。

断面	予測地点	地上高	道路境界線の予測値 [dB]		基準値 [dB]		背後地の予測値 [dB]		基準値 [dB]	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	大宮町6丁目	4.2m	65	59	70	65	60	55	65	60
		1.2m	65	60			60	55		
②	大宮町3丁目	4.2m	65	60			60	55		
		1.2m	65	60			60	55		
③	三条桧町	4.2m	66 ※	61 ※			61 ※	56 ※		
		1.2m	66 ※	61 ※			61 ※	56 ※		

道路境界線：道路区域と隣接する土地の境界線 背後地：道路境界線から20mはなれた地点

基準値：「騒音に係る環境基準」(昭和48年5月8日 環境省告示第38号)

表中の昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～翌朝6時

(参考)現況の騒音

位置	現況調査結果 [dB]	
	昼間	夜間
大宮町3丁目	59	55

平成25年3月7～8日に大宮小学校前で観測

③振動の予測結果

振動の予測値は、昼間、夜間とも最大45dBとなり、道路交通振動に係る限度以下となります。

断面	予測地点	道路境界線の予測値 [dB]		基準値 [dB]	
		昼間	夜間	昼間	夜間
①	大宮町6丁目	44	44	65	60
②	大宮町3丁目	44	44		
③	三条桧町	45 ※	45 ※		

基準値：「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)

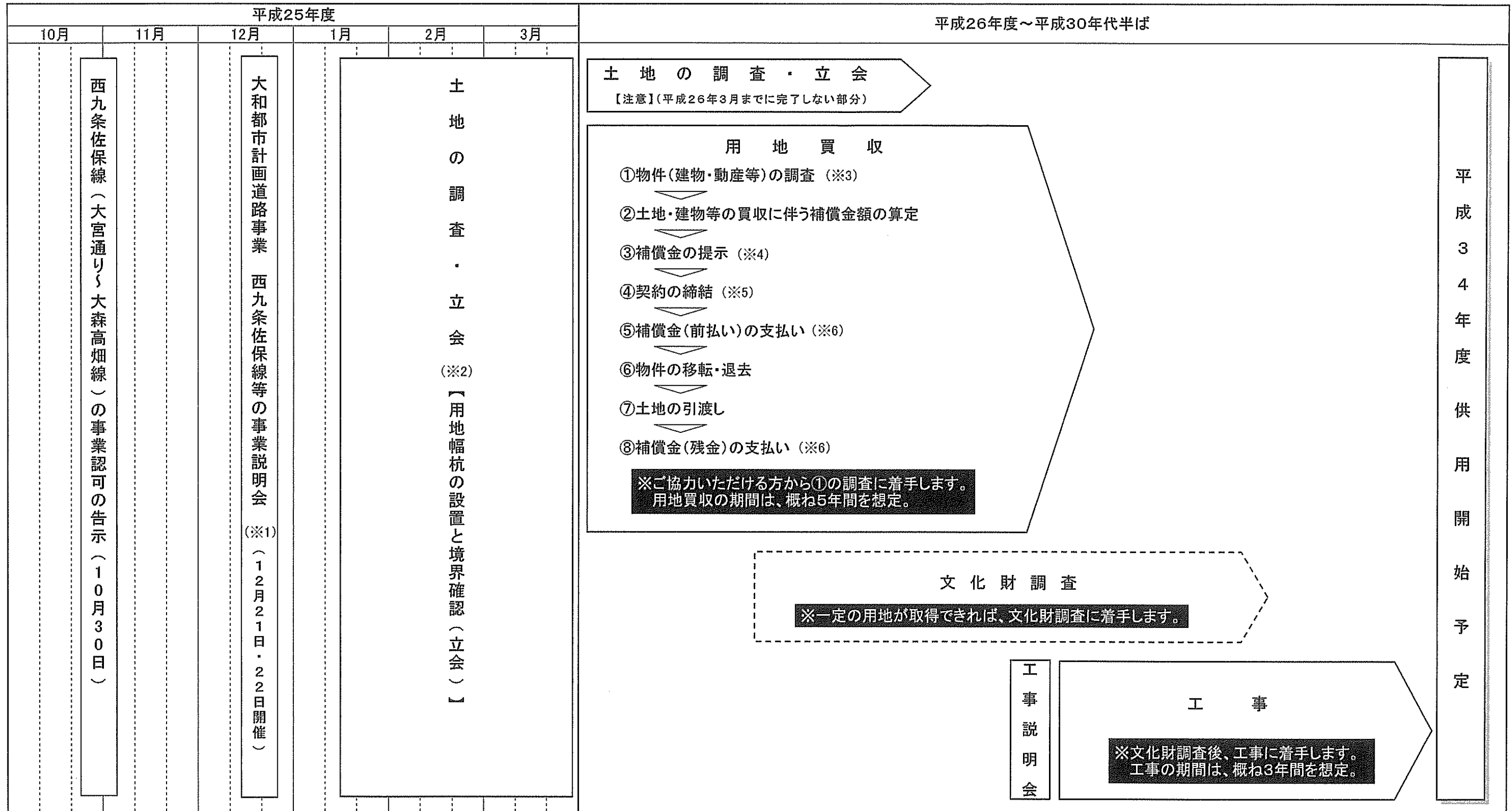
第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

(参考)現況の振動

位置	現況調査結果 [dB]	
	昼間	夜間
大宮町3丁目	35	30

平成25年3月7～8日に大宮小学校前で観測

4. 事業の進め方について



- （※1）事業説明会 : 土地・建物の権利者やテナント等関係者をはじめ住民の皆様は、事業の手法（事業認可を取得し都市計画事業として進める）および必要性や目的、工事内容、用地買収の進め方等についてご説明します。
- （※2）土地の調査・立会 : 関係者の皆さまにご協力頂き、事業に必要な土地の範囲を示す杭を現地に設置するとともに、事業に必要な土地について隣接地との境界確認（立会）を行います。
- （※3）物件の調査 : 移転していただく必要のある建物や店舗、倉庫、ブロック塀、立木などの調査を行います。移転により営業に支障が出る場合や借家人の方の移転が必要となる場合は、営業の内容や借家の契約内容についても調査を行います。
- （※4）補償金の提示 : 権利者の方それぞれ個別に、土地の買収価格や物件移転補償金の金額を提示し、その内容を説明します。
- （※5）契約の締結 : 土地売買契約書や登記承諾書に署名押印して頂きます。お譲り頂いた土地は、県で分筆、所有権移転登記を行います。
- （※6）補償金の支払い : 県による土地の所有権移転登記及び権利者による物件の移転、退去、土地の引渡しが完了した後、土地や物件の補償金をお支払いします。（前払いとして最大7割の支払いが可能です。）

【注意】 このスケジュールは、現時点の想定スケジュールであり、用地買収や文化財調査等の状況により変更になる可能性があります。